

# 令和6年度茨城県立高等学校入学者選抜実施要項

令和6年度茨城県立高等学校全日制課程及び定時制課程の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。

## 1 基本方針

茨城県立高等学校の入学者選抜は、各高等学校の課程及び学科の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとし、募集定員の許す限り入学を許可するものとする。

## 2 応募資格

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和6年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者又は令和6年3月該当見込みの者

## 3 募集の課程、学科及び定員

別に定める。

## 4 一般入学

すべての高等学校で共通選抜を実施するほか、高等学校の裁量で文化、芸術及び体育等の分野において優れた資質・実績を有する者を対象とする特色選抜を実施することができる。

- (1) 志願校、課程及び学科の選択については、次のとおりとする。

ア 入学志願は、1校1課程1学科に限る。ただし、共通選抜においては、同一校の同一課程における農業、工業、商業及び水産に関する学科については、それぞれの学科内において第1及び第2の志望順位をつけて同時に2学科まで志願することができる。

また、普通科のコースを志願する場合は、同一校の普通科を第2志望として志願することができ、多部制の定時制課程における午前の部及び午後の部の志願者については、同一校の午前の部及び午後の部に第1及び第2の志望順位をつけて志願することができる。

イ 入学志願者は、入学願書の提出後、学力検査実施前の別に定める期間において、1回に限り志願先（課程及び学科を含む。）を変更することができる。

- (2) 志願の手続については、次のとおりとする。

ア 入学志願者は、入学願書を、自らが卒業した、修了した、若しくは在籍する中学校、これに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して志願先高等学校長に提出するものとする。

なお、特色選抜に志願する者は、併せて志願理由書を提出する。ただし、IT

科及び科学技術科（以下「IT科等」という。）の特色選抜志願者は、志願理由書に代えて活動報告書を提出する。

イ 中学校長は、志願先高等学校ごとに、入学志願者から提出された入学願書及び特色選抜における志願理由書（IT科等については、活動報告書）のほか、入学志願者の調査書を提出期間内に志願先高等学校長に対して提出するものとする。

ウ 入学願書等の提出については、郵送を認める。

なお、詳細は別に定める。

(3) 入学者の選抜は、調査書、学力検査の成績等を用いて行う。

ア 共通選抜については、次のとおりとする。

(ア) 調査書の様式は、別に定める。

(イ) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）（「聞き取りテスト」を含む。）とし、各教科とも50分間で行う。

なお、その出題内容は、中学校学習指導要領（平成29年3月文部科学省告示）に基づくものとし、配点は各教科100点満点とする。

(ウ) 普通科のスポーツ科学コース、音楽科、美術科及びメディア芸術科の志願者については、別に定めるところにより、実技検査を令和6年2月29日（木）に行う。

(エ) 定時制課程の志願者については、志願先高等学校長が必要と認める場合は、別に定めるところにより面接を行うことができる。

なお、多部制の定時制課程において面接を実施する場合は、令和6年2月29日（木）に行う。

(オ) 学力検査を国語、数学及び外国語（英語）（「聞き取りテスト」を含む。）とする定時制課程においては、面接を実施し、さらに、志願先高等学校長が必要と認める場合は、作文を実施することができる。

イ 特色選抜については、次のとおりとする。

(ア) 各高等学校は、文化、芸術及び体育等の分野において優れた資質・実績を有する者を対象とする特色選抜を実施することができる。

(イ) 特色選抜枠は、すべての学科において、募集定員の50パーセントを上限とする。

(ウ) 特色選抜を実施する学科においては、(3)アの(イ)に定める学力検査に加えて、特色選抜の志願者に対して面接を実施するほか、作文、実技検査を実施することができる。

なお、IT科等の志願者に対しては、面接に代えてプレゼンテーションを実施することができる。

(4) 学力検査は、令和6年2月28日（水）に行い、特色選抜面接等は、令和6年2月29日（木）に行う。

(5) 追検査については、次のとおりとする。

ア 上記(4)のうち、共通選抜に係る検査等について、インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由により、受検することができなかつた者を対象とし、追検査を実施する。

イ 学力検査追検査は、令和6年3月7日（木）に行い、共通選抜実技検査追検査及び多部制の定時制課程における面接の追検査は、令和6年3月8日（金）を行う。

(6) 合否判定方法は、次のとおりとする。

ア 特色選抜

特色選抜枠の合格者の決定は、次のように行う。

(ア) 特色選抜に出願した受検者について、調査書、学力検査の成績、面接（一部学科のプレゼンテーションを含む。）の結果及びその他選抜に必要な資料を総合して合格者を決定する。学力検査以外の選抜資料の配点等、選抜方法の詳細については各高等学校が定める。

なお、IT科等においては、学力検査の数学及び理科の成績について傾斜配点を行うこととし、その配点は各高等学校が定める。

(イ) 特色選抜において合格と判定されなかった受検者については、特色選抜に出願しなかった他の受検者と併せて「イ 共通選抜」により合否判定を行う。

イ 共通選抜

一般入学志願者のうち、「ア 特色選抜」で合格と判定された者を除く受検者の合否判定は、次のように行う。

(ア) 共通選抜の対象となる受検者全員について、学力検査の得点合計の順位が募集定員から特例入学者選抜枠及び特色選抜枠の合格者数を引いた数の80%以内にあり、かつ、調査書の評定合計の順位が募集定員から特例入学者選抜枠及び特色選抜枠の合格者数を引いた数以内にある者をA群とし、残りをB群とする。A群に属する者は、原則として合格とする。ただし、調査書の記載事項又は学力検査の結果に特に問題のある者は保留とし、B群に加える。

(イ) B群に属する者のうちから合格者を選抜する方法は、学力検査の結果を重視した選抜及び調査書の記録を重視した選抜により、合格者を決定する。この2つの選抜で合格する人数の比率は、20:80、30:70、40:60、50:50、60:40、70:30、80:20の中から各高等学校が決定する。

(ウ) 受検者数が募集定員内にあるときには、「募集定員」を「受検者数」と読み替えて選抜する。

(7) 合格者の発表は、令和6年3月12日（火）を行う。

## 5 第2次募集

(1) 合格者が募集定員に満たない学科（コースを含む。）について、第2次募集を実施する。ただし、第2次募集においては、特色選抜は実施しない。

(2) 志願校及び学科の選択については、一般入学の(1)のアに準ずるものとする。

(3) 第2次募集における志願の手続については、一般入学の(2)に準じて行う。

(4) 第2次募集の選抜は、調査書、面接の結果及びその他選抜に必要な資料を用いて行う。

ア 調査書は、一般入学に用いるものと同じ様式とする。

- イ　すべての学科において面接を行う。
- ウ　普通科のスポーツ科学コース、音楽科、美術科及びメディア芸術科の志願者については、別に定めるところにより、実技検査を行う。
- エ　各高等学校の裁量で、作文を行うことができるほか、当該年度の一般入学学力検査の結果を参考とすることができます。

- (5) 第2次検査は、令和6年3月15日（金）に行う。
- (6) 第2次募集における合否判定については、調査書、面接の結果及びその他選抜に必要な資料を総合して合格者を決定する。  
なお、選抜資料の配点等、選抜方法の詳細については、各高等学校が定める。
- (7) 合格者の発表は、令和6年3月19日（火）に行う。
- (8) 定時制課程の追加入学については、別に定める。

## 6 特例入学者選抜

次により実施するほか、詳細は別に定める。

### (1) 帰国子女の特例入学者選抜

全校の全日制課程及び定時制課程において、令和6年2月28日（水）に行う。

また、追検査は、「4 一般入学」の(5)アに準じ、令和6年3月7日（木）に行う。

### (2) 外国人生徒の特例入学者選抜

(1)と同じ。

### (3) 成人特例入学者選抜

全校の定時制課程において、令和6年2月28日（水）に行う。

また、追検査は、「4 一般入学」の(5)アに準じ、令和6年3月7日（木）に行う。

第2次募集を行う場合は、令和6年3月15日（金）に行う。

## 7 連携型中高一貫教育校の入学者選抜

茨城県立小瀬高等学校の入学者選抜については、令和6年2月29日（木）に行う。

また、追検査は、「4 一般入学」の(5)アに準じ、令和6年3月8日（金）に行う。

なお、詳細は別に定める。

## 8 通信制課程の入学者選抜

茨城県立水戸南高等学校通信制課程の入学者選抜については、別に定める。

## 9 その他

この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項については、別に定める。